

改正

昭和61年3月25日条例第12号
平成2年6月15日条例第16号
平成3年3月15日条例第8号
平成8年3月25日条例第21号
平成13年12月17日条例第36号
平成17年9月6日条例第49号
平成18年6月22日条例第34号
令和4年9月16日条例第25号

岸和田市立自泉会館条例

(設置)

第1条 本市の貴重な文化的価値ある建築物として長く保存し、美術館的機能を持たせ、更に市民の文化芸術活動の振興の場に供するため、岸和田市立自泉会館（以下「自泉会館」という。）を岸和田市岸城町5番10号に設置する。

(開館時間及び休館日)

第1条の2 自泉会館の開館時間及び休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 開館時間 午前9時から午後10時までとする。ただし、午後6時以降使用のないときは、閉館することができる。

(2) 休館日

ア 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第3条に規定する休日となる場合は、その日後においてその日に最も近い祝日法第3条に規定する休日でない日

イ 祝日法第2条に規定する敬老の日の前日及び前々日

ウ 3月の第2火曜日

エ 12月29日から翌年1月5日までの日

(3) 前2号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(指定管理者による管理)

第2条 市長は、自泉会館の管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により自泉会館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第1条の2の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、自泉会館の開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次の各号に定める業務を行うものとする。

(1) 自泉会館の利用に関する業務

(2) 自泉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 自泉会館で実施する事業の運営に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、自泉会館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項第1号の業務を行う場合においては、第5条、第7条、第9条及び第10条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」としてこれらの規定を適用する。

(事業)

第4条 自泉会館は、次の事業を行う。

(1) 本市の貴重な文化的価値ある建築物として保存すること。

(2) 美術品等を収集し、保管し、若しくは展示し、又はこれらを市民の閲覧に供すること。

(3) 文化芸術に関する集会、講演会、展示会、発表会等を開催すること。

(4) 市民相互の文化的交流の場に供すること。

(5) その他目的達成のため必要な事業を行うこと。

(使用許可)

第5条 自泉会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料等)

第6条 自泉会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項に定める使用料のほか、自泉会館が特別の展示等を行う場合は、入場料等を徴することができる。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

(1) 秩序又は風俗をみだすおそれのあるとき。

(2) 建物、その附属設備、展示品等を損傷するおそれのあるとき。

(3) 管理上その他の理由により、市長において使用を許可することが適当でないと認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、自泉会館を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は停止することができる。

(1) 第7条各号のいずれかに該当したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(4) 使用料を納付しないとき。

(5) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

2 前項の規定により使用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

(入館の制限等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者について入館を拒み、又は退館させることができる。

(1) 他人の迷惑となる行為をする者

(2) 建物、その附属設備、展示品等を損傷するおそれのある者

(3) 館長その他の職員の指示に従わない者

(4) その他市長において、入館を拒み、又は退館させることが適当と認める者

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則に定める事由に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害の賠償)

第13条 使用者又は入館者は、故意又は過失により建物、その附属設備、展示品等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市は、展示品等の盗難、滅失、損傷等について、使用者にその損害を賠償する責めを負わない。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

附 則（昭和61年3月25日条例第12号）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

2 改正後の岸和田市立自泉会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者について適用し、この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成2年6月15日条例第16号）

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日条例第8号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 25 日条例第 21 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の岸和田市立自泉会館条例別表の規定は、平成 8 年 10 月 1 日以後の使用にかかる使用料について適用し、同日前の使用にかかる使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 12 月 17 日条例第 36 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 3 改正前の岸和田市立自泉会館条例の規定によりされた手続その他の行為は、改正後の岸和田市立自泉会館条例の規定によりされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 17 年 9 月 6 日条例第 49 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の岸和田市立自泉会館条例第 2 条第 2 項の規定により委託している自泉会館の管理については、平成 18 年 9 月 1 日（その日前に自泉会館の管理を指定管理者に行わせることとなる場合には、当該指定管理者による管理が行われる日の前日）までの間、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 6 月 22 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）（略）

（2）第 2 条中岸和田市立自泉会館条例第 1 条の 2 第 2 号アの改正規定（「昭和 23 年法律第 178 号」の次に「。以下「祝日法」という。」を加える部分を除く。） 平成 19 年 1 月 1 日

附 則（令和 4 年 9 月 16 日条例第 25 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。（後略）

（岸和田市立自泉会館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 2 条の規定による改正後の岸和田市立自泉会館条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第 6 条関係）

自泉会館使用料

区分	午前 9 時～午後 12 時	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 1 時～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時
室名	円	円	円	円	円	円
ホール	3,900	5,400	5,400	9,000	9,000	12,000
会議室	1,600	2,500	2,500	3,600	3,600	4,500
展示室						10,800

備考 1 ピアノを使用する場合の使用料は、1 区分 2,000 円とする。

2 展示室を搬入（飾付け）及び搬出（撤収）のみに使用する場合は、基本料金の 5 割の額とする。

改正

平成17年 9 月 6 日規則第52号

平成21年 3 月27日規則第 4 号

平成23年 4 月 1 日規則第21号

岸和田市立自泉会館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岸和田市立自泉会館条例（昭和58年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(使用許可の申請)

第 3 条 条例第 5 条の規定による岸和田市立自泉会館（以下「自泉会館」という。）の使用許可の申請は、岸和田市立自泉会館使用許可申請書（様式第 1 号）を市長（条例第 2 条第 1 項の規定により自泉会館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者とし、以下「管理者」という。）に提出してしなければならない。

2 申請書の提出の期間（以下「提出期間」という。）及び提出の時間は、使用日の 6 箇月前の日の属する月の初日から、次に掲げる施設の種類に応じ当該各号に定める日まで（休館日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、管理者において必要があると認めるときは、当該提出期間以外の日において申請書の提出を認めることがある。

(1) ホール及び展示室 使用日の 1 箇月前の日

(2) 会議室 使用日の前日

3 管理者は、提出期間の初日においては、使用許可の申請をしようとする者の希望を確認し、同一の施設につき同一の使用日における使用を希望する者が複数あるときは、抽選により使用許可の申請ができる者を決定するものとする。

(使用の許可)

第 4 条 管理者は、使用を許可したときは、岸和田市立自泉会館使用許可書を交付する。

(使用時間)

第 5 条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及びその後始末に要する時間を含めたものとする。

(使用料の減免)

第 6 条 条例第12条の規定により自泉会館の使用料の減免を受けようとする者は、岸和田市立自泉会館使用料減免申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

(使用の取消し)

第 7 条 自泉会館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を取り消そうとするときは、直ちに岸和田市立自泉会館使用取消申請書（様式第 3 号）に使用許可書を添えて、管理者に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第 8 条 条例別表左欄に掲げる室（以下「室」という。）に係る使用料の還付について、条例第11条ただし書の規定により規則で定める事由とは次の各号に掲げる場合とし、還付する使用料の額は当該各号に定める額とする。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(2) 使用者が使用の日の 1 箇月前までに室を使用しない旨を申し出た場合 既納の使用料の額に10分の 5 を乗じて得た額

(3) 市長において特別の理由があると認める場合 既納の使用料の額に10分の 3 を乗じて得た額

2 条例別表備考 1 に規定するピアノの使用の許可を受けた場合において、当該ピアノを使用せず、かつ、既納の使用料があるときは、当該既納の使用料の全額を還付する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月6日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に岸和田市規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成23年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

岸和田市立自泉会館使用許可申請書

年 月 日

〔岸和田市長〕
〔指定管理者〕 様

住 所 _____

団体名等 _____

代表者名 _____

申 請 者 _____

連絡先（電話） _____

岸和田市立自泉会館条例第5条の規定により、次のとおり使用許可を受けたいので申請します。

使用目的	行 事 名 称				
	行 事 内 容				
使 用 日 時	自	年	月	日（ ）	時～ 時
	至	年	月	日（ ）	時～ 時
使 用 区 分	1 展示室 2 ホール 3 会議室				
搬 入 ・ 搬 出 日 時	(搬入)	月	日（ ）	時～ 時	
	(搬出)	月	日（ ）	時～ 時	
使 用 備 品	1 展示台（ 個） 2 展示パネル（ ） 枚 3 ピアノ 4 その他（ ）				
集 会 予 定 人 員	名	持込物品			
観 覧 料 等 の 徴 収	1 徴収する（ ） 2 徴収しない				
使用料金			領収書番号		
展 示 室	ホ ー ル	会 議 室	ピ ア ノ		

岸和田市立自泉会館使用料減免申請書

岸和田市長 様

申 請 日 年 月 日
住 所 〒 _____

法人又は団体名 _____
代表者又は氏名 _____
担 当 者 名 _____
電 話 代 表 _____
担当者 _____

岸和田市立自泉会館条例第12条の規定により、下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

記

1 使用日時 年 月 日（ ） 午前 午後 時 分～ 午前 午後 時 分

2 使用施設名 （1） 展示室 （2） ホール （3） 会議室

3 減免申請の理由

岸和田市立自泉会館使用取消申請書

年 月 日

〔岸和田市長
指定管理者〕 様

住 所 _____
団体名等 _____
代表者名 _____
申 請 者 _____
連絡先（電話） _____

次のとおり使用の取消しをしたいので申請します。

使用目的	行 事 名 称	
	行 事 内 容	
使 用 日 時	自 年 月 日 () 時 ~ 時	
	至 年 月 日 () 時 ~ 時	
使 用 区 分	1 展示室 2 ホール 3 会議室	
搬 入 ・ 搬 出 日 時	(搬入) 月 日 () 時 ~ 時	
	(搬出) 月 日 () 時 ~ 時	
取 消 理 由		